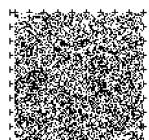


障害者サービス利用の計画が立てられる事業所

事業所名	住所等	対象者			
		身体 障がい	知的 障がい	精神 障がい	障がい 児
中部障がい者 地域生活支援センター	〒682-0023 倉吉市山根 43 (TEL) 0858-26-2346 (FAX) 0858-26-2300	○	○	○	○
倉吉市障がい者 地域生活支援センター はっぴい	〒682-0863 倉吉市瀬崎町 2714-1 (TEL) 0858-22-6239 (FAX) 0858-23-7122	○	○	○	○
障害者支援センター くらよし	〒682-0817 倉吉市住吉町 37-1 (TEL) 0858-23-8455 (FAX) 0858-23-8456	○	○	○	○
障がい者サポートセンター 敬仁	〒682-0023 倉吉市山根 43 中部障がい者地域生活支援センター内 (TEL) 0858-26-0480 (FAX) 0858-26-0483	○	○	○	/
相談支援センター 紼	〒682-0872 倉吉市福吉町 2 丁目 1535-4 (TEL・FAX) 0858-24-5229	/	○	/	○
相談支援事業所 えん	〒682-0885 倉吉市堺町 2-239-87 (TEL) 0858-27-2777 (FAX) 0858-27-2778	○	○	○	○
move on	〒682-0035 倉吉市広栄町 889-9 2F (TEL) 0858-27-0083 (FAX) 0858-27-0085	○	○	○	○
相談支援センター サポートりんくす	〒689-0737 東伯郡湯梨浜町長江 310-46 生活支援センター“いじ”ー内 (TEL) 0858-32-1001 (FAX) 0858-32-0989	○	○	○	○
こころのデイケア虹の森	〒682-0025 倉吉市八屋 203-7 (TEL) 0858-27-1811 (FAX) 0858-27-1812	/	/	/	○



▲目の不自由な方のための
音声コード



計画相談支援とは・・・

障害福祉サービスを利用する際に、サービス利用の意向や、心身の状況、環境などを勘案して、支給決定前に「サービス等利用計画」を相談支援専門員が作成することが、原則として全ての利用者に適用されます。

【サービス利用計画】

障がいのある方の自立した地域生活の支援を効果的に行うために必要なサービスが継続的かつ計画的に提供されるよう作成するものです。

«メリット»

- ・利用者や家族の意向をサービスに反映しやすくなる
- ・支援者が個別支援計画を立てるときやサービスを提供する際に共通の目標を持つことができる
- ・想定外の事態にも対応できるような、一貫性を持ったサービスを受けることができる
- ・相談支援事業所から適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができる
- ・支援者が情報を共有することで、きめ細やかなサービスを利用することができる

«利用料»

利用料の負担はありません

サービス利用までの流れ

申請

… 申請書提出（提出先：倉吉市役所）

相談支援事業所と利用契約



アセスメントの実施と サービス等利用計画案の作成

…
相談支援事業所が申請者の居宅等を訪問し、
利用者およびその家族に面接して、心身の状況、
サービス利用の意向等を調査し、把握（アセスメント）
する。

必要な方 （区分認定） 障がい者のみ
(18歳以上)



支給決定

…
相談支援事業所から提出されたサービス等
利用計画案に基づいて支給決定。

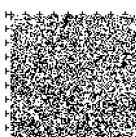
サービス等利用計画の作成

…
サービス等利用計画をもとに、
障害福祉サービス事業所は『個別支援計画』をたて、
サービス開始。

障害福祉サービスの開始

«お問い合わせ先» 倉吉市役所

福祉課 Tel(0858)22-8118 Fax(0858)22-7020
こども家庭センター Tel(0858)22-8220 Fax(0858)22-8135



▲目の不自由な方のため
音声コード